

旭川市自転車活用推進計画策定懇談会開催要綱

(設置)

第1条 次期旭川市自転車活用推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、多様な視点による意見を聴き計画の策定に反映させるため、旭川市自転車活用推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、計画の内容についての意見交換等を行う。

(組織)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 市民団体又は関係団体の推薦を受けた者
- (2) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う

(会議の特例)

第5条 市長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、会議の開催に代え、委員に対し、書面により意見を求めることができる。

(参加依頼期間)

第6条 参加者の参加依頼期間は、次期計画策定日までとする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、旭川市都市振興部交通政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、都市振興部交通政策課長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。